

【国土交通省】

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の関連で、今般「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令」より、支給額の算定方法が変更されたほか「生活困窮者住居確保給付金の支給額に係る生活困窮者自立支援法施行規則等の改正について」が発出され、令和2年4月、5月、6月の月分の住居確保給付金について追加給付がある場合は、受給者に直接支給されることとなり、今般国土交通省より全宅連宛に周知の依頼がありましたのでお知らせいたします。詳細は、全宅連ホームページをご覧ください。

<https://www.zentaku.or.jp/news/5090/>

【全宅連】水害リスク情報の重要事項説明への追加に伴うわかりやすい重要事項説明書の書き方追補版について

宅地建物取引業法施行規則の改正により、令和2年8月28日より重要事項の説明項目が追加されたことに伴い、全宅連策定の「わかりやすい重要事項説明の書き方の追補版」が作成され、制度の解説及び記載例が公開されています。

詳細は、全宅連ホームページをご覧ください。

<https://www.zentaku.or.jp/news/5184/>

【滋賀県】浸水警戒区域の指定に伴う宅地建物取引時における情報の提供について

滋賀県では、滋賀県流域治水の推進に関する条例を策定し、流域治水の推進に取り組まれています。

このたび、前記条例に基づく浸水警戒区域の指定が行われましたので、お知らせします。浸水警戒区域は、建築基準法第39条第1項の規定による「災害危険区域」となり、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項説明に該当しますのでご注意ください。

浸水警戒区域の指定状況：東近江市きぬがさ町

詳細は、滋賀県流域治水政策室のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/kasenkoan/19549.html>

2021年 提携大学企業推薦制度のご案内

明海大学不動産学部は、全宅連との協定に基づいて、宅建協会会員の子弟および従業者を対象とした推薦入試制度を設けています。

不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、企業推薦特別入学試験制度の活用をご検討ください。詳細は全宅連ホームページ（全宅連会員専用ページ、ハトサポ内）をご覧ください。

<https://www.zentaku.or.jp/member/recommend/>

【ハトマーク支援機構からのお知らせ】

宅建協会会員の皆様へ様々なサービスを展開中

全宅連では、スケールメリットを活かした会員支援を目指すため、「ハトマーク支援機構」を設立しております。

現在、会員皆様の不動産業務がより円滑に推進されるよう、様々な利用価値の高いサービスをご紹介します。この度、NTT 東日本と『IT サポート』、『ネットワーク防犯カメラ』、『OCR&RPA』の提供に関して新たに業務提供することとなりましたのでお知らせします。

○サービスの詳細

<https://www.hatomark.or.jp/news/3340>

○ハトマーク支援機構ホームページ

<http://www.hatomark.or.jp/>

事業者紹介ページ内のサービス内容詳細を閲覧する際には、会員認証が必要となります。(ID: 810, PW: 810)

※9月15日以降は、ハトサポのID・パスワードによる認証に変更となります

【兵庫県】想定し得る最大規模の高潮浸水想定区域図の公表について

この度、平成27年の水防法改正を踏まえ、播磨沿岸、淡路沿岸において、想定し得る最大規模の高潮浸水想定区域図が作成され、兵庫県より公表されましたので、お知らせします。詳細は、協会ホームページをご覧ください。

<http://www.htk.or.jp/topics/member/13537/>
(ID:hyoutaku, PW:4018)

「宅地建物取引士賠償責任保険制度」 新規募集のお知らせ

1. 申込締切日：令和2年11月10日（火）
2. 保険期間：令和2年12月1日午後4時から
令和3年12月1日午後4時まで
3. ご加入手続き：協会ホームページに掲載の「加入申込書請求用紙」に必要事項を記入し、FAXにてご送付ください。
保険会社よりお手続き書類を後送させていただきます。

※既にご加入の会員の皆様はお申し出がない場合、前年度と同じ内容で自動継続されます。

ご加入プランは9月中旬頃に送付しますご案内ハガキをご覧いただくとともに、同保険制度パンフレット（全宅連リアルパートナー9月号に同封）でもあわせてご確認くださいませようお願い申し上げます。

空き家・空き地活用を応援する 不動産事業者を追加募集します 【神戸市内の事業者限定】

すまいるネットでは、「空き家等活用相談窓口」を設け、専門事業者等との連携により、空き家・空き地の課題を解決に導き、市場に流通させるための支援に取り組んでいます。このたび、本取組みに積極的に取り組む意思のある支援事業者（不動産事業者）を追加募集しますので、ぜひご応募下さい。

※神戸市 兵庫・長田・垂水・須磨・北地区に積極的に対応可能な事業者を募集！

【支援事業者の主な条件】

- (一社) 兵庫県宅地建物取引業協会会員である
- 神戸市内の事業者である
- 開業から2年以上である
- 業務経験5年以上の宅地建物取引士を有する 他

【申込受付期間】

令和2年9月24日～令和2年10月8日まで

※応募方法等の詳細は、すまいるネット担当者宛にお電話にてお問合せください

【問合せ】

神戸市すまいとまちの安心支援センターすまいるネット（山下、川野、下枝）
電話：078-647-9904（水・日・祝日除く）

【兵庫県からのお知らせ】

土地や家屋を取得した場合は 不動産取得税がかかります！

売買・贈与・交換・建築などによって不動産（土地・家屋）を取得（登記の有無は問いません）されると、不動産取得税の課税対象となります。不動産を取得した場合は、不動産取得申告書を提出してください。（申告書は県税事務所に備え付けてあるほか、県のホームページからもダウンロードできます。）納税については県税事務所から送付される納税通知書により、納めていただきます。

詳しくは、兵庫県ホームページをご覧ください。最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk22/pa04_000000020.html